

令和3年度 運営計画

社会福祉法人 公生会

■運営基本方針

◇地域交流と地域での役割の確立

- ①地域や地元からのボランティア等の受け入れ態勢の確立、又地域交流室開放の広報を行い、地域交流の場をつくる。→ホームページ・ブログ・広報誌の活用方法の検討
- ②大分市福祉避難所の協定を継続し、災害時等に必要な支援ができるよう設備を整える。→備蓄品などの定期的な補充サイクルをつくる
- ③地域と共同で避難訓練や消防訓練を行い、地域からの協力体制を確立する。→部門長会議を中心としたBCP(災害時業務継続計画)の作成

◇ユニットケアの確立とサービスの向上

- ①ユニットケアに取り組むべく、入所者ごとの生活パターンの把握とケアの見直しを繰り返し行う。→ユニット会議において個別ケアの検討、24時間シートの統一
- ②ケア向上委員会を中心とし、サービスの基本である接遇マナー(挨拶・笑顔・丁寧な言葉使い等)の向上を図る。→年度末に定例化した満足度調査を元に具体的な改善方法を検討する
- ③ユニットリーダー研修、その他技術向上やケアの適切化などの研修に職員を派遣し、職員全体のスキルアップを図る。→各部門長指導・教育の徹底。各部門・各種委員会における目標の設定・評価・見直し
- ④具体的なサービス内容を見直し、新たな加算の算定に繋げる→介護報酬改定による加算要件を把握し、新設加算などを積極的に算定できる体制を作る

◇看取り介護・医療的ケアの推進

- ①配置医師との連携強化により入居者様・ご家族様が望まれるケアを提供できるように努める。→感染対策委員会を中心としたBCP(感染症発生時業務継続計画)の作成
- ②看取り介護マニュアルを周知し、職員が不安なく看取り介護に取り組める体制づくりに努める。→ターミナルケア委員会を中心とした個別のターミナル期の対応・評価

◇苦情解決や環境改善に取り組み、入居者様から信頼される施設をつくる。

- ①「苦情受付担当窓口」を設け、入居者様・ご家族様からの苦情に速やかに対処し、解決を図る。→苦情受付様式の変更により苦情申出者に回答まで完結させるシステム作り
- ②「身体拘束廃止マニュアル」に基づき入居者様本人または他入居者様の生命または身体を保護するため、緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わないことを職員に徹底する。→身体拘束廃止委員会にて全職員への周知徹底を図る
- ③ヒヤリハット、事故報告書の分析結果に基づいて立てられた予防策について定期的に検証し直し、再発防止に努める。→事故防止委員会を中心とした再発防止策の検討
- ④福祉サービス相談委員会を開催し、施設内で解決にいたらなかった問題に対して、第三者の協力を仰ぎ解決に取り組む流れを確立させる。→委員会の流れを確立する